

## 東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)から米沢市に移住し、就職・起業した方に対し、最大100万円を支援します！

さらに、18歳未満の御家族も一緒に移住する場合、1人につき100万円が加算されます。

### 移住支援金制度とは？

米沢市への移住・定住の促進および中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から米沢市に移住した方が、マッチング支援対象の求人(=JOB 山形)に就業した場合又はテレワーク移住した場合や、山形県地域課題解決型創業助成金(=起業支援金)の交付決定を受けた方等を対象に支援をするものです。

### 移住支援金の対象となる方

以下の(1)と(2)に該当し、かつ、(3)または(4)のいずれかに該当する必要があります。

#### (1) 米沢市に移住する前の要件

米沢市に住民登録をする直前の1年以上かつ、直近10年間のうち通算5年以上、以下のどちらかに該当していること。

東京23区に在住していた方

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)のうち一部の地域を除いた地域)に在住し、東京23区へ通勤していた方(雇用者、経営者いずれも可。)

※ 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、その通学期間も対象期間に加算することができます。(経営者の方は通学期間を対象にできません。)

#### (2) 米沢市に移住した後の要件

以下のどちらにも該当していること。

米沢市に住民登録をしてから1年以内の方



米沢市に、移住支援事業費補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思がある方

#### (3) 就業に関する要件

次の①～④のいずれかに該当する方。(①、②については申請後5年以上勤務する意思がある方)

① 「JOB 山形」に掲載されている求人就業した方。

※ 対象求人への応募日が、上記サイトに掲載された日以降であり、3親等以内の親族が代表者等の経営を担う法人への就業でないこと。詳細はJOB 山形のサイトをご覧ください。➡

② 山形県企業振興公社が行っているプロフェッショナル人材事業を利用して就業した方。

③ 内閣府地方創生推進室が行っている先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。

④ テレワークによって移住前に行っていた業務を引き続き行う方。

(デジタル田園都市国家構想交付金地方創生テレワーク型又はその前歴事業を活用し所属先企業等から資金提供されていないこと。)



#### (4) 起業に関する要件

山形県実が実施する、令和6年度山形県地域課題解決型創業支援事業助成金(=起業支援金)の交付決定を受けていること。

## 補助金の支給金額 について

- (1) 単身世帯:60万円
- (2) 2人以上の世帯:100万円+18歳未満の御家族の人数×100万円  
 ※ 米沢市に住民登録をする前から申請時点に至るまで、申請者を含む2人以上の世帯員が、移住前から同一世帯であることが必要です。

## 申請方法・必要書類 について

- (1) 交付申請書〔様式第1号〕
- (2) 添付書類

### ◎ 申請者全員の提出が必要なもの

- ① 申請者の写真付きの身分証明書
- ② 住民票の写し(世帯員全員のもの)
- ③ 米沢市に住民登録をする前の住民票の除票の写し  
 ※ 米沢市に住民登録をする直前の10年間のうち通算5年以上、かつ米沢市に住民登録をする日の前日まで引き続き1年以上、東京23区又は東京圏に在住していたことを証するもの。
- ④ 預金通帳又はキャッシュカードの写し(金融機関・支店・口座種類・口座番号・店番号・名義人等の情報が確認できるもの)
- ⑤ 納税証明書(転入前の居住地のもの及び、本市が発行するもので、申請者及び配偶者のもの)

### ◎ 該当する要件により必要となるもの

- 東京23区で通勤していた企業等の就業証明書等

東京圏から東京23区に雇用保険の被保険者として通勤していた方のみ

- 東京23区の大学等の卒業証明書等(就学期間が分かるもの。)

東京23区内の大学等への通学期間を加算する場合※雇用保険の被保険者として通勤していた方のみ

- 開業届出済証明書等
- 個人事業等の納税証明書

東京圏から東京23区に法人経営者又は個人事業主として通勤していた方のみ

- 申請者の就業証明書〔様式第2-1号〕(チラシ表面の(3)就業に関する要件で就業した方)

- 申請者の就業証明書〔様式第2-2号〕《テレワーク申請の方》
  - ・履歴事項全部証明書の写し等(テレワーク申請の法人経営者の方)
  - ・開業届出済証明書の写し
  - ・開業・廃業等届出書の控えの写し等
  - ・業務の取引に係る業務委託契約書、注文書(発注書)または、注文請書(受注書)の写し等

(テレワーク申請の個人事業主の方)

- 起業支援金の交付決定通知書の写し(山形県が実施する起業支援金の交付決定を受けた方)

## 申請受付・お問い合わせ先

米沢市役所 企画調整部 地域振興課  
 〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号  
 電話 0238-22-5111(代表)  
 Email [chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp](mailto:chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp)

移住支援金に関するご相談は、下記のQRコードの問い合わせフォームよりお問い合わせください。

やまがたe申請

